

農業共済組合連合会等検査実施要項

(制定：平成23年9月1日)

(最終改正：令和3年12月1日)

第1 趣旨

農業保険法（昭和22年法律第185号。以下この要項において「法」という。）第209条第1項から第3項までの規定により農業共済組合、農業共済組合連合会及び法第107条第1項に規定する共済事業を行う市町村並びに法第114条第1項又は法第188条第1項の規定により業務の委託を受けた者に対して行政庁が行う検査は、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知。以下この要項において「基本要綱」という。）によるほか、この要項の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要項において「農業共済団体等」とは、農業共済組合、農業共済組合連合会及び法第107条第1項に規定する共済事業を行う市町村並びに法第114条第1項又は法第188条第1項の規定により業務の委託を受けた者をいう。
- 2 この要項において「連合会」とは、農業共済組合連合会をいう。
- 3 この要項において「組合等」とは、農業共済組合、法第20条第4項に規定する共済事業を行う全国連合会（全国の区域をその区域とする連合会をいう。以下同じ。）又は法第107条第1項に規定する共済事業を行う市町村をいう。
- 4 この要項において、「組合員等」とは、農業共済組合の組合員、法第20条第4項の規定による全国連合会の組合員又は法第107条第1項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者をいう。

第3 検査の種類

検査を、その法的根拠、検査実施範囲及び検査実施機関により、次のとおり分類する。

1 法的根拠による分類

(1) 随意検査 【法第209条第1項】

法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を守っているかどうかを行政庁が知る必要があるときに行う検査

(2) 常例検査 【法第209条第2項】

毎年1回を常例として行う検査

(3) 請求検査 【法第209条第3項】

組合員の請求による検査

(4) 要請検査 【法第209条第1項及び法第224条】

随意検査のうち、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要があると認める場合に行う検査

2 検査実施範囲による分類

(1) 全面検査

検査対象農業共済団体等の全部門について行う検査

(2) 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下この要項において「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

(3) 事後確認検査

検査を実施した農業共済団体等を対象として、検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

3 検査実施機関による分類

(1) 単独検査

農林水産省（以下この要項において「当省」という。）が単独で行う検査

(2) 共同検査

当省と都道府県が共同して行う検査

第4 検査の方法

1 年間検査計画の策定

(1) 計画的かつ重点的検査の実施

年間検査計画の策定に当たっては、全面検査、部分検査及び事後確認検査を有機的に組み合わせて策定するとともに、検査実施率の向上及び一定の検査周期の確保に努める。

また、経営内容等に問題のある連合会に対しては、他の連合会に優先し、重点的に検査を実施するよう努める。

(2) 部分検査の適用

常例検査を効率的に実施するため、常例検査に部分検査を適用してもよいものとするが、同一の検査対象連合会について連続して適用しないよう留意するものとする。

(3) 支所等検査の計画的実施

検査は、本所のほか支所及び家畜診療所を対象に計画的に実施するものとする。

2 検査の実施

(1) 検査対象期間

検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの農業共済団体等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の前日及び検査基準日後の農業共済団体等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(2) 検査基準日

ア 検査基準日は、検査に着手した日（以下この要項において「検査着手日」という。）の前業務日とする。ただし、検査着手日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

イ また、資産、償却・引当等、決算処理を伴う項目の検証については、農業共済団体等の直前期の決算期末日を検査基準日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための総会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日を検査基準日とする。

(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、検査対象農業共済団体等の理事その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

(4) 検査提出資料の徴求

検査員は、検査着手日に、検査対象農業共済団体等に対し、別記様式1に掲げる資料その他の必要な資料の提出を求めるものとする。

(5) 経営管理上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、役員（会長理事、常勤理事、代表監事等を行う。以下同じ。）から農業共済団体等の業務運営上の実情及び課題について聴取し、農業共済団体等の業務運営及び経営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(6) 外部確認の実施

検査の実施に当たり、法第2条第1項に規定する農業保険（政府の行う再保険事業又は保険事業を除く。以下同じ。）の健全な運営の確保に資するために必要と認められる場合には、農業共済団体等の行う共済又は保険に係る加入、引受け、審査、支払等の業務について、農業共済団体等の法第20条に規定する組合員たる資格を有する者又は農業共済団体等との間に共済若しくは保険の契約関係の在する者、取引先その他関係者に対し、個人情報等の保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、「外部確認要領」（別添1）により行う。

(7) 含み益及び含み損の把握

農業共済団体等の財務及び損益の真実性の観点から、負債勘定中の負債の性格を有しないもの、引当金の超過額等の含み益を把握する。

また、財務の健全性の観点から、帳簿外負債、引当金の不足額等の含み損を把握するとともに、その発生原因を検討する。

(8) 損益及び資金繰りの重視

農業共済団体等の経営収支の動向を把握し、健全な農業共済団体等の運営を期するため、損益及び部門別損益の状況に一層留意し、とりわけ利益操作としての各種の計数操作が行われることのないよう十分留意する。

また、資金繰りについては、流動比率、積立金の保有状況その他を参酌しつつ、慎重にして計画的な配慮がなされているか十分検討する。

(9) 不正、不当、誤びゅうの究明

簿外資産及び負債、含み益、不突合額等については、単に事務的な計数把握と集計に終わることなく、経緯、原因を究明し、不正、不当、誤びゅう（不整理を含む。）のいずれによるものであるか、責任の所在等について明らかにするよう努め、検査書において適切な指摘を行い、注意を喚起する。

(10) 検査の検証手続、着眼事項等

検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、別添3に定める農業共済組合連合会等に係る検査マニュアルによる検証手続、主要着眼事項等についても十分配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

なお、検査においては、合法性、合目的性及び合理性の視点から広く農業共済団体等の業務運営状況等を検討する必要がある。

(11) 要請検査の実施

要請検査の実施については、別添2に定める検査要領による。

3 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかとなった事項について役員から意見を聴取することとしているが、職員の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

4 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、全役員に対して講評を行うものとする。ただし、特別な事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、役員以外の者の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

第5 検査重点事項

1 総括的事項

(1) 法令等遵守態勢の確保

理事は法令等遵守態勢の確保が経営上の重要な課題であることを認識し、誠実かつ率先垂範して取り組んでいるか、法令等遵守に係る基本方針を策定しているか、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）等を策定し、実践しているか、法令等遵守の点検態勢が整備されているか等について検討する。

(2) 組織運営の適正化

総会（総代会）、地区別会議等の開催状況及びその内容、機関紙の発行状況、相談活動の状況等により組合等又は組合員等との結合状況を検証し、組合等又は組合員等の意向を反映した組織運営がなされているか検討する。

また、農業共済団体等の損害評価会等が十分に機能し得る体制となっているか検討する。

(3) 業務執行体制の整備

理事会の機能発揮、理事の業務執行体制、理事間の協力関係、内部けん制態勢の状況等について検証するとともに、職務権限の妥当性、職員の人材養成確保の状況等について検討する。

なお、農業共済団体等の運営に係る重要事項についての理事会への情報提供の状況、これに対する理事会の判断の状況、理事会の決定事項の業務運営への反映状況等について検討する。

(4) 監事監査及び内部監査の機能強化

監事の職務執行体制、監事監査及び内部監査の実施状況、監査書・意見書等の内容、指摘事項に対する事後措置状況等を検証し、監事監査及び内部監

査の機能が十分に発揮されているか検討する。

また、決算時における債権債務に係る外部確認の実施状況等を検証し、監事監査及び内部監査が正規の手続により実施されているか検討する。

(5) 不正・不当事件の未然防止

不正・不当事件の未然防止の観点から、業務分担の適正化、職務権限の明確化、内部けん制態勢の確立及びその機能発揮の状況を検討する。

(6) 資産の健全性

固定資産の稼働状況、資産価値の有無、農業共済団体等の資金・資産の運用に対する取組姿勢等の各般の面から、資産の健全性について検討するとともに、健全性の程度に応じて適切な措置が取られているか検討する。

(7) 資産運用の適正化

資産運用については、法令、定款、諸規程等の遵守状況、運用方針の設定状況、執行体制、運用担当者の育成・確保等について検討する。

有価証券等については、取得・処分の妥当性、ポートフォリオ及び各種リスク管理体制の整備状況について検討する。

(8) 財務の健全性

財務基盤の整備強化を図る観点から、農業共済団体等の組織体制強化の推進に対する取組状況を検討するとともに、設備投資を行うに際しての採算性の検討及び応益負担の導入の状況、既存施設の投資効率の向上対策、利用の状況等について財務の健全性の観点から検討する。

(9) 電算業務の適正な運営と事故防止

電算事務システムの安全確保対策が適正に行われているか検討するとともに、運用面での諸規程等の整備状況及びその遵守状況を検証し、事故防止のための管理体制が整備されているか検討する。

2 事業別の重点事項

(1) 保険料等徴収事務等について、適正に行われているか検討する。

引受通知書の期限内提出、保険料等の期限内納入、再保険等引受通知書、連合会等交付金申請及び組合等（全国連合会を除く。）への交付等

(2) 損害評価について、適正に行われているか検討する。

連合会抜取調査数、損害評価野帳の記載、免責・分割評価、損害評価の取りまとめ、損害評価会（部会）の運営、損害評価実測費、家畜共済事業における死廃事故の認定、病傷事故の審査等

(3) 保険金等支払事務について、適正に行われているか検討する。

保険金等・減収量の公告、再保険金等請求、保険金等の支払、法定積立金の取崩し、借入金等

- (4) つなぎ資金の貸付け及び回収事務について、適正に行われているか検討する。(全国連合会のみ)
貸付限度額の決定、貸付金の貸付け、つなぎ資金精算不足金償還請求等
- (5) 事業収支について、健全性を検討する。
剰余金の処分、当期不足金、繰越不足金等
- (6) 家畜診療所について、適正に運営されているか検討する。
診療体制、診療費(共済事故、共済事故外)、医薬品等の管理等
- (7) 事務費負担金等国庫補助金について、適正に執行しているか検討する。
補助対象経費に対する適正執行、証拠書類の保管管理状況
- (8) 損害防止事業について、適正に実施されているか検討する。
特別積立金の取崩し、損害防止事業、特定損害防止事業及び一般損害防止事業等
- (9) 事業推進奨励措置等事業運営について、適正に行われているか検討する。
実施要領に基づく事業推進奨励措置、会議・講習会等の実施状況等
- (10) 農業共済団体等が実施している任意共済事業(建物・農機具)について、適正に行われているか検討する。
加入資格審査等、共済掛金、損害評価、共済金等

第6 検査の事後処理

1 検査書の交付

(1) 検査書の作成

検査書の作成については、基本要綱第7の2(2)及び基本要綱別添3検査書作成要領によるが、事後確認検査の検査書の構成及び様式は、別記様式2に定めるところによる。

(2) 検査書交付の方法

検査書の内容において農業共済団体等の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある農業共済団体等に対しては、会長理事、常勤理事又は理事の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査書の交付権者から手交するものとする。

2 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査・監察部長は、検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正若しくは改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

3 事後確認検査の実施

検査を実施した農業共済団体等のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。

附 則（平成30年3月30日付け29検監第1525号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知による改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け元検監第1237号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知による改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月10日付け2検監第260号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知による改正は、令和2年7月10日から適用する。

附 則（令和2年10月26日付け2検監第560号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知による改正は、令和2年10月26日から適用する。

附 則（令和2年12月25日付け2検監第744号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知による改正は、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和3年12月1日付け3検監第707号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知による改正は、令和3年12月1日から適用する。